

弥富市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

弥富市（以下「市」という。）と愛知大学（以下「大学」という。）との間において、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と大学が包括的な連携のもとに、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、大学における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 市と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）地域の活性化に関すること。
- （2）産業の振興に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）福祉の推進に関すること。
- （5）教育及び人材育成に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（地域連絡協議会の設置）

第3条 本協定にもとづく連携・協力の推進のため、地域連絡協議会を設置する。

2 地域連絡協議会の設置に関する要綱は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、市又は大学のいずれから有効期間満了の日の2カ月前までに別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事

項については、市と大学が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、市と大学署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月11日

愛知県弥富市

市長

服部彰文 

愛知大学

学長

川井伸一 